

提出された意見等及びそれに対する町の考え方

- 1 案件名：バス小林並木線と乗合タクシーの変更計画（素案）
- 2 募集期間：令和8年7月1日から7月31日
- 3 提出件数：3件

（1）案件に対する意見等提出件数：3件

意見等の内容	件数	町の考え方
高原町内の移動の場合、自分の時間に合わせて自宅から出発できるようにしていただくと助かります。 また、バスの廃止に伴い、乗合タクシーが小林方面まで運行される計画があることは助かります。 （※意見ではない部分を省略。また、一部については分かりやすくするために表現をあらかじめ修正しています）	1件	一般タクシーと乗合タクシーそれぞれの役割を設けているため、乗合タクシーで一般タクシーのような使い方はできません。したがって、乗合タクシーでは利用時間帯を定めています。
今までどおり、バス同様に定刻で乗りたい。携帯電話がないから帰りの予約や変更ができない。	1件	乗合タクシーは予約があった場合のみの運行としており、運行時間帯も往路と復路でそれぞれ定めています。帰りの予約は往路の車内で口頭にて予約ができます。変更を要する際は、例えば、小林市内の病院や施設に設置されている公衆電話より宮交タクシーへの連絡となります。
湾津バス停から小林駅や郵便局まで利用している路線が廃止されると困る。高原町起点でしか乗合タクシー利用できないのはとても困る。タクシー利用の場合、片道1,000円以上かかる。小林市とも調整してほしい。途中乗車できるように代替方法を考えてほしい。	1件	令和7年度より宮崎交通(株)と小林市、本町の3者にて、利用者数減少の観点から廃線に向けた協議を行ってきました。その結果として、高原町の方針は変更計画に記載の内容となります。